

行政相談マスコット
キクーン

成年被後見人名義の既存口座への後見設定手続の合理化

口座名義人の本人確認手続の重複不要が確認されました。
—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和2年12月4日、金融庁にあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談委員の意見

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで届出ができることがある一方で、被後見人の本人確認の書類を改めて求められる場合もある。無駄な手続なら合理化してほしい。



口座開設時に被後見人の本人確認は済んでる。後見設定時にも改めてやる必要あるの？



判明した事実

意見通り、金融機関によっては、後見設定時に成年後見人だけでなく成年被後見人の本人確認も要するところと、そうでないところがある。金融機関へのアンケートや、関係機関の考え方を調べると、そのような違いの合理的な理由が見当たらない。



行政苦情救済推進会議^注の意見を踏まえ金融庁へあっせん

《あっせんの内容》

必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

（本件に関する連絡先）

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）